

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 34 回食品表示部会

日時 : 2006 年 5 月 1 日 (月) ~ 5 月 5 日 (金)

場所 : オタワ (カナダ)

議題

1 .	議題の採択
2 .	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3 .	コーデックス規格案における表示事項の検討
4 .	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 (チリ硝石)(ステップ 4)
c)	付属書 2 に係る資材評価の手順に関する検討
5 .	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案) : 定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6 .	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7 .	トランス脂肪酸の定義原案 (ステップ 4)
8 .	広告に関する討議資料
9 .	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2006 年 4 月 29 日 (土) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインに関する作業部会」が開催された。

第 34 回食品表示部会（CCFL）概要

1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 5 月 1 日（月）～5 日（金）
オタワ（カナダ）

2. 参加国及び国際機関

55 加盟国、EC、26 国際機関（参加者総数 258 名）

3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局 表示・規格課長	水田 正和
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	梅田 珠実
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室 衛生専門官	調所 勝弘
特定保健用食品審査官	北村 洋子
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	谷口 康子
課長補佐	植杉 紀子

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：付属書 2 使用許可資材の見直し（ステップ 7）他

会議に先立ち開催された作業部会で、食品添加物の一般規格（GSFA）に入っていない食品添加物は有機生産に使用可能な食品添加物リストから削除すること、GSFA で検討中のものは[]付きとし、引き続き各国からのコメントを受け付けること及び有機生産に使用可能な資材を追加するための手順作成は、各国の合意が得られなかったことから中断することとされ、これらのことについて部会においても合意された。また、部会は食品添加物リストのうち[]付きでない箇所をステップ 8 として、第 29 回総会の採択を求めることとされた。

なお、引き続き食品添加物リストの改訂等を行うために、次回食品表示部会前に作業部会が開催されることとなった。

新規作業としてニュージーランドよりエチレンのキウイフルーツと熱帯果実に対する追熟目的での使用につき提案があり、新規作業として採択するため第 29 回総会に付託することとなった。

また、我が国からは、農薬であるロテノンについて、魚毒性や水環境への影響があることから有機生産の原則に合わないとして削除を提案した。これに対し、米国が科学的データに基づく評価が必要と主張した。一方、ニュージーランドからは新規作業として総会に付託することへの支持があったが、今回総会に付託することは見送られ、我が国が更に科学的データを取り入れた提案文書を次の食品表示部会に提出することとなった。

議題 5 b) 遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関する ガイドライン原案：表示規定（ステップ 4）

本ガイドライン策定については、1993 年以降議論してきているものである。

部会では、最初に、議長から、何年にも亘り議論しているが合意が得られないとして、作業の中止又は中断が提案され、米国、アルゼンチン他数カ国が賛同したが、ノルウェーが再度作業部会を立ち上げて検討を継続することを提案し、これを EC、我が国を含め多くの国が支持し、最終的に作業を続ける合意が得られた。作業部会は、来年 1 月にノルウェーにおいて、ノルウェー、アルゼンチン、ガーナの 3 カ国が共同議長となり、全ての加盟国と国際機関を対象として開催されることとなった。

また、作業部会は、各国の遺伝子組換え食品表示に係る取組の背景の検討、各国の義務及び任意表示に係る基準、規制等の把握、各国の義務及び任意表示の実施に係る経験の把握、遺伝子組換え食品、特に表示方法に係る情報伝達方法の把握等を担うこととされたほか、これまで作業を行ってきた既存のドラフトのほかに、コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則（特に、リスクマネジメントやリスクコミュニケーションに係る部分）等コーデックス関連文書や遺伝子組換え食品に係る 20 の疑問を扱った WHO の文書も考慮することとされた。

議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 （ステップ 4）

第 28 回本部会（2000 年）より「包装食品の表示に関する一般規格」の「原材料の量に関する表示」（5.1）について、表示対象の拡大を検討している。

議長より、本件に関しては昨年の第 28 回総会でステップ 5 に進めることのコンセンサスが得られなかったことが説明され、改正原案の中で [] 付きとなっている点について議論するということが提案された。

多くの国がそれぞれの考え方にに基づき意見を述べたが、少量でフレーバリングに用いられるものを使用割合の表示の対象外とすることに合意が得られた以外、進展が見られず、再びステップ 3 へ戻し、次回食品表示部会の前には英国を議長として作業部会が開催されることとなった。

議題 7 トランス脂肪酸の定義原案（ステップ 4）

栄養・特殊用途食品部会において作成されたトランス脂肪酸の定義原案について、議論がされた。

我が国は、定義原案に賛成するとともに、定義を収載する文書は栄養表示に係るガイドラインのみとすること、また、表示については各国の規制に委ねている同ガイドラインの記述を変更しないことを主張した。

EC は、「新たな科学的データが得られた場合は、定義の変更を提案することができる」旨の脚注を追加することを提案した。

定義原案の修正の意見もあったが、議長は定義原案が栄養・特殊用途食品部会で議論されてきた背景を強調し、定義原案は、脚注を追加した上で、迅速化手続きのステップ 5 として第 29 回総会の採択を求めることとされた。

議題 8 広告に関する討議資料

第 26 回総会において、本部会に対し栄養及び健康強調表示に関連する広告のための定義を作成することを検討するよう求められていたが、前回の部会では時間的制約で細部に及ぶ議論が行われなかったため、今回検討された。

広告の定義を本部会で検討することについては、数カ国が賛成したが、米国等は各国で定めるべきであると主張した。また、広告の定義を「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」若しくは「包装食品の表示に関する一般規格」に盛り込むべきかについても意見が分かれた。

我が国は、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を守る観点から、栄養・強調表示の範囲内で本部会が広告の定義を議論することの有用性を主張する一方で、具体的な広告規制は各国に委ねるべきであると述べた。また、広告は栄養・健康表示と同様の原則に従うべきであり、広告に関する単独のガイドライン作成は不要と主張した。

部会は、健康・栄養強調表示に係る広告の定義の検討を新規作業とすることについて、第 29 回総会の承認を求めることとなった。